

南山高等学校・中学校育友会規約

第1条（名称と事務所）

本会は、南山高等学校・中学校育友会と称し、事務所を名古屋市昭和区五軒家町6番地南山高等学校・中学校内に置く。

第2条（目的）

本会は、南山高等学校・中学校の経営方針に従い、教育目的達成に貢献し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条（会員）

本会は、南山高等学校・中学校生徒の父母またはこれにかわるべき者（以下『父母会員』という。）および同校職員（以下『職員会員』という。）をもって組織する。

第4条（事業）

本会は、第2条の目的を達成するため、南山高等学校・中学校における学術研究助成ならびに福祉増進に関する事業、そのほか必要なる事業を行う。

第5条（細則）

会長は、副会長ならびに学校長と協議の上、前条の事業実施のために必要な細則を定めることができる。この場合、会長は理事会に報告することを要する。

第6条（役員）

本会に次の役員をおく。

- | | |
|----------|------|
| ① 会 長 | 1名 |
| ② 副 会 長 | 4名以内 |
| ③ 理 事 | 若干名 |
| ④ 会 計 | 2名 |
| ⑤ 監 事 | 2名 |
| ⑥ 評 議 員 | 若干名 |
| ⑦ 職員委員 | 若干名 |
| ⑧ アドバイザー | 若干名 |

第7条（役員を選出）

会長ならびに副会長は、前年度の理事会において父母会員より選出する。

評議員は、父母会員中より学級ごとに若干名を選出する。

理事ならびに監事は、評議員の中から選出する。

会計は、理事の中から選出する。

職員委員は、会長が副会長ならびに学校長と協議の上、職員会員中より委嘱する。

アドバイザーは、会長または副会長経験を有する理事の中から会長が委嘱し、理事を兼務する。

第8条（役員の仕事）

会長は、本会を代表し、一切の会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、予め定めた順序に従い、その職務を代行する。

理事ならびに評議員は、会長の提示する議案につき審議する。

会計は、本会の経理をつかさどる。

監事は、会計事務を監査する。

職員委員は、各会に出席し、学校当局と父母会員との融和一致をはかり、本会の事業遂行に協力する。

アドバイザーは、会長の求めに応じて、各種会議に出席し、または助言を行う。

第9条（役員の任期）

役員の任期は、1年とし再選を妨げない。

第10条（役員の仕事）

会長は、次の会議を召集する。

- ① 定例総会、臨時総会
- ② 高等学校・中学校単位、男子部・女子部単位、地域単位、学年単位の各部会
- ③ 理事会
- ④ 評議員会

定例総会は、学年始めに一回、その他の会は、必要に応じて開く。

第11条（会議の議決）

前条の会議の議決は、出席者の過半数の賛成により決定する。

第12条（経費）

本会の経費は、会費および寄付金をもってあてる。会費は、評議員の議決によって定める。ただし、職員会員には会費を免除する。

第13条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第14条（決算報告）

決算報告は、正副会長、学校長ならびに監事の監査を受け、次年度の始め定例総会において報告する。

第15条（規約改正）

本規約の改正は、総会において出席者の過半数の賛成により議決される。

第16条（事務）

会長は、副会長ならびに学校長と協議の上、職員会員中より若干名を選出し、本会の事務を委嘱する。

その手当は、本会が負担する。

附 則

この規約は、昭和 36 年 4 月 1 日から効力を有する。

附 則

この規約の改正は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約の改正は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約の改正は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約の改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約の改正は、2020 年 4 月 1 日から施行する。